

# 市・県民税に関するお知らせ

申請・問い合わせ先／市役所税務課市民税係 TEL.76-8117

## 納税通知書を6月13日(火)に発送

普通徴収と公的年金からの特別徴収のかたを対象に、本年度の市・県民税納税通知書を発送します。  
市・県民税は、毎年1月1日現在の居住地で納税するもので、税額は前年中の所得を基礎に算出します。

## 平成29年度(平成28年分)所得課税証明書などの発行

区 分	発行開始日
給与と特別徴収のみ(市・県民税の納付が給与からの引き落としのみ)のかた	開始済み
普通徴収(個人で市・県民税を納める)のかた	6月1日(木)
公的年金特別徴収(市・県民税が年金から引き落としされる)のかた	
非課税(市・県民税の課税がない)のかた	

## 減免制度

特別な理由で市・県民税の納付が困難なかたは、申請により減免を受けることができます場合があります。

対 象 者	次のいずれかに該当するかた▼生活保護法の規定による扶助を受けている▼疾病などで、6カ月以上継続して療養中または継続して療養を要するかたで、課税総所得金額が70万円以下▼賦課期日(1月1日)後に納税義務者が死亡した▼所得税法で規定する勤労学生(合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち給与と所得など以外の所得金額が10万円以下)▼雇用保険金の受給資格者で、課税総所得金額が70万円以下▼災害による被害を受けた など
申請方法	減免事由が発生した日から30日を経過する日、または減免事由発生後最初に到来する納期限のいずれか遅い日までに申請書(税務課で配布)を直接。申請期日を過ぎた場合、減免不可

## 公的年金からの市・県民税の引き落とし(特別徴収)

対 象 者	4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上で、市・県民税が課税されるかた。ただし、次に該当する場合を除く▼1月1日以降に、転出などにより市内に住所を有しない▼老齢基礎年金などの年額が18万円未満▼介護保険料が年金から引き落としされていない▼年金額から、所得税、介護保険料、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を差し引いた残額より、引き落としされる市・県民税額が大きい															
対象となる税額	公的年金などの所得に係る所得割と均等割額(給与や不動産など、公的年金以外の所得がある場合は、給与からの引き落としや、納付書などで納めてください)															
引き落としの対象となる年金	老齢基礎年金など(障害年金、遺族年金、企業年金などは対象外)															
徴収方法・税額	▼前年度から継続のかた <table border="1"><thead><tr><th>徴収時期</th><th>税 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>4・6・8月(仮徴収)</td><td>前年度分の年税額の6分の1</td></tr><tr><td>10・12月・平成30年2月(本徴収)</td><td>年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1</td></tr></tbody></table> ▼新たに引き落としを開始するかた(税額変更などで前年度引き落としが中止となった場合を含む) <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">徴収時期</th><th>税 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通徴収</td><td>第1期(納期限7月5日(水))、第2期(納期限9月5日(火))</td><td>年税額の4分の1</td></tr><tr><td>特別徴収</td><td>10・12月・平成30年2月</td><td>年税額の6分の1</td></tr></tbody></table>	徴収時期	税 額	4・6・8月(仮徴収)	前年度分の年税額の6分の1	10・12月・平成30年2月(本徴収)	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	徴収時期		税 額	普通徴収	第1期(納期限7月5日(水))、第2期(納期限9月5日(火))	年税額の4分の1	特別徴収	10・12月・平成30年2月	年税額の6分の1
徴収時期	税 額															
4・6・8月(仮徴収)	前年度分の年税額の6分の1															
10・12月・平成30年2月(本徴収)	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1															
徴収時期		税 額														
普通徴収	第1期(納期限7月5日(水))、第2期(納期限9月5日(火))	年税額の4分の1														
特別徴収	10・12月・平成30年2月	年税額の6分の1														
引き落としが中止となる場合	▼年金から引き落としされる税額に変更があった(変更時期により、引き落としが継続される場合あり)▼他市町村へ転出した(1月1日～3月31日転出の場合は転出した年度の翌年度の仮特別徴収(8月)まで継続、4月1日～12月31日転出の場合は転出した年度の特別徴収(翌年2月)まで継続し、その後中止)▼死亡した▼介護保険料が年金から引き落としされなくなったなど(中止となった場合、残りの税額は納付書などで納めてください)															